

平成31年度 佐渡市立真野小学校 いじめ防止基本方針

平成26年 4月 1日 策定
平成31年 4月 1日 改正

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

- (1) いじめの防止等の対策に関する基本理念
- (2) いじめの定義
- (3) いじめの認知及びその後の対応における留意事項
- (4) いじめの理解
- (5) いじめの防止等に関する基本的な考え方
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処
 - ④ 家庭や地域との連携
 - ⑤ 関係機関との連携

2 いじめの防止等の組織・措置・取組

- (1) 学校いじめ防止基本方針の策定
 - ① 基本方針の内容
 - ② 基本方針の策定上の留意事項
- (2) いじめの防止等の対策のための組織
 - ① 校内の組織
 - ② 家庭や地域、関係機関との連携した組織
- (3) いじめの防止等に関する措置
 - ① いじめの防止
 - ② いじめの早期発見
 - ③ いじめへの対処・対応
 - ④ 関係機関との連携
 - ⑤ 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応
- (4) いじめの未然防止に関する取組

3 重大事態への対処

- (1) 調査
 - ① 重大事態の発生と調査
 - ② 調査結果の提供及び報告

4 学校の取組に対する検証・見直し

5 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

- (1) 保護者の参画
- (2) 児童の意見の取り入れ
- (3) ホームページによる公開

1 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方

(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な育成及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命及び身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。当校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することのないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめ問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめ防止のための対策を行う。

(2) いじめの定義

いじめとは、いじめ防止対策推進法第2条で、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係※1にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響※2を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」とされている。

上記の定義を踏まえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かについては、表面的・形式的ではなく、いじめを受けた児童の立場に立って判断する。また、いじめには多くの態様がある※3ことから、いじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定的に解釈することがないよう努める。

- ※1 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指す。
 - ※2 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。
 - ※3 具体的ないじめ態様の例
 - ・冷やかしからいじめ、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
 - ・仲間はずれ、集団による無視をされる
 - ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
 - ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
 - ・金品をたかられる
 - ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
 - ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
 - ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等
- （※1～※3は、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」による）

(3) いじめの認知及びその後の対応における留意事項

- いじめを受けた児童の聴き取り等を行う際には、いじめられていても、本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、行為が起こったときのいじめられた児童本人や周辺の状況等を客観的に確認する。

- いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校におけるいじめ等対策委員会を活用して行う。
- 外見的にはけんかのように見える行為でも、その行為に関わる児童の被害性に着目して見極める。
- 行為の対象となる児童本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った児童に対する教育的な指導を適切に行う。
(例：インターネット上での悪口等)
- いじめに当たると認知した場合であっても、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。好意から行った行為が意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合は、行為を行った児童に悪意はなかったことを十分に加味したうえで対応する。
- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に所轄の警察署に相談するものとし、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄の警察署に通報し、適切に援助を求めるものとする。

(4) いじめの理解

いじめは、どの児童にもどの学校でも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、児童が入れ替わりながら被害も加害も経験することが多い。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」と同様に、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。

国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ(仲間はずれ・無視・陰口)について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験が全くなかった児童は1割程度、加害経験が全くなかった児童も1割程度であり、多くの児童が入れ替わり被害や加害を経験している。加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題(例えば無秩序性や閉塞性)、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成が重要である。

(5) いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた児童の尊厳を損なう、決して許されない行為であり、その防止に向け、学校はもとより社会全体が使命感をもってその防止に取り組んでいかなければならない。また、いじめの早期発見に努め、認知した場合は深刻化させないよう迅速かつ適切に対応することが重要である。

① いじめの防止

児童が、よりよい人間関係を構築できるよう社会性を育み、いじめを生まない土壌をつくるため、次のような視点からいじめの防止に努める。

ア 学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、

お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うこと。

イ 全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、児童の「居場所づくり」を進めるとともに、児童同士の「絆づくり」を通して、自己有用感や充実感を感じられるようにすること。

ウ いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その要因についての改善を図り、児童がいじめに向かわないようストレスに適切に対処できる力を育むこと。

エ いじめの問題への取組の重要性について市民全体に認識を広め、家庭、地域、関係機関等と一体となって取組を推進するための普及啓発に努めること。

② いじめの早期発見

いじめに迅速に対処するには、早期発見が不可欠である。児童や保護者、地域住民が日頃から「いじめ見逃しゼロ」の意識を共有し、いじめの早期発見に努める。その際、児童に対する定期的な調査の実施、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備、さらには家庭、地域社会等と連携の下、いじめを受けた児童の教育を受ける権利等が擁護されるよう配慮する。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保することや、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で、適切な指導等を組織的に行う。

④ 家庭や地域等との連携

社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促すため、学校とPTAや地域の関係団体等は、いじめの問題について協議する機会を設けるとともに、組織的に協働する体制を構築するなど、連携を図るものとする。

家庭においては、いじめ防止対策推進法第9条に示された保護者の責務等を踏まえ、児童がいじめを行うことのないように規範意識を養うための指導を行うものとする。また、その保護する児童がいじめを受けた場合には、適切に当該児童をいじめから保護するように努めることが大切である。

地域等においては、いじめを防止することの重要性について理解を深め、より多くの大人が児童の悩みや相談を受け止めるよう努めることが大切である。

⑤ 関係機関との連携

いじめる児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合等において、関係機関と適切に連携して対処するため、各機関の担当窓口の明確化や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておく。

2 いじめの防止等の組織・措置・取組

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

真野小学校では、以下の内容等を踏まえて、実情に応じたいじめの防止等の対策に関する「真野小学校いじめ防止基本方針」（以下「基本方針」という。）を定める。

① 基本方針の内容

- ア いじめの防止のための取組、早期発見・即時対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修など、いじめの防止等全体に係る内容を定める。
- イ いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定めるとともに、その具体的な指導内容のプログラム化を図る。
- ウ 校内研修等、教職員の資質能力の向上を図る取組や、いじめの防止等に関する取組方法等を定める。
- エ 基本方針が、当該学校の実情に即して的確に機能しているかを、学校におけるいじめ等対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直すという、PDCAサイクルを盛り込む。

② 基本方針の策定上の留意事項

- ア 策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した基本方針となるよう努める。
- イ 学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、策定に際し、児童の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。
- ウ 策定した基本方針は、児童やその保護者に示すとともに、学校のホームページで公開するなど、工夫を行い、周知を図る。

(2) いじめの防止対策等のための組織

校長のリーダーシップの下、いじめの防止対策、いじめへの対処等のため、次の組織を置いたり、会議を開いたりする。

① 校内での組織

ア いじめ等対策委員会

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応の中核となる組織として、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成される常設のいじめ等対策委員会を置き、必要に応じて即時開催をする。具体的には、校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、当該学級担任等で構成する。いじめ等に対する対応について協議する。また、その都度、SSWや学校カウンセラーなどの専門的な知識を有する者をメンバーに入れ、対応をする。

(ア) いじめ等対策委員会の役割

- ・基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正の中核となる。
- ・いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・児童の問題行動等のいじめの疑いに関する情報を収集し記録し、共有する。
- ・いじめの疑いに関する情報があつたときには、学校が組織的に対応するための中核となる。

(イ) いじめ等対策委員会の運営上の留意事項

- ・いじめ等対策委員会は、いじめの疑いに関する情報が校内で的確に共有でき共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが重要で

ある。特に、いじめへの対処に関する判断は、同委員会が中核となって組織的に行う。

- ・いじめ等対策委員会は、自校のいじめの防止等の取組についてP D C Aサイクルで検証と改善を行う。具体的には、基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの防止等の取組が計画に沿って進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直し等を行う。
- ・いじめ等対策委員会が、情報の収集と記録、情報共有を行うことができるよう、各教職員は、ささいないじめの兆候や懸念、児童や保護者等からの訴えを、抱え込まずに全て同委員会に報告・相談する。

イ 児童情報交換会

- ・月1回、職員会議後に開催する。全職員で問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報交換及び行動連携についての話し合いを行う。
- ・年3回（6月、11月、2月の職員会議後に）開催する。「学校生活アンケート」の結果の分析や、気になる児童の状況、個別面談で明らかになった事実などについての情報交換と行動連携についての話し合いを行う。

② 家庭や地域、関係機関と連携した組織

ア 小・中学校地区懇談会

- ・年1回、7月に開催する。保護者、地域住民（民生児童委員）とともに、情報交換と行動連携を行う。

イ 情報交換会

- ・年1回、4月に開催する。民生委員と情報交換及び事実共有を行う。

ウ その他

- ・緊急かつ重大な事案が発生した場合には、速やかに佐渡市教育委員会に通報し、指導を仰ぐ。学校職員のほか、必要に応じて、佐渡西警察署、関係地区の民生児童委員、PTA会長（三役）等のメンバーを招集し、対応を協議する。

(3) いじめの防止等に関する措置

国の基本方針などを参考とし、以下により、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

① いじめの防止

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止に向けた指導は、全ての児童を対象に行う。

ア 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動を充実する。

イ 保護者、地域住民その他の関係者との連携を図り、「いじめ見逃しゼロスクール集会」や「あいさつ運動」等のいじめを防止するための児童の主体的な活動を支援するなどして、自治的な能力や自主的な態度の育成に努める。

ウ 学校の教育活動全体を通じ、児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じることでできる機会を全ての児童に提供する。さらに、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、互いを認め合える人間関係及び学校風土をつくる。

- エ 他者との交流や関わり合いなどを通して、困難に対し協力しながら問題解決を図る意欲や態度など、児童の社会性を育成する。
- オ 教職員が自らの言動で児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、学校全体で言語環境の整備に努める。（「さん」付けの奨励や児童に対する自らの言動を振り返るための教職員の「自己チェック」の実施〈月1回〉など）

② いじめの早期発見

- ア いじめは、目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい場合が多い。そこで、日頃から児童の見守りや観察、信頼関係の構築等に努め、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもつて的確に関わり、積極的な認知に努める。
- イ 定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組むとともに、家庭、地域と連携して児童の見守りを継続する。
- 「学校生活アンケート」による調査（年3回 6月、11月、2月）
 - 「学校生活アンケート」結果に基づく個別面談（年3回 6月、11月、2月）
 - 保護者アンケートによる調査（年1回 1月）
 - 保護者からの聞き取り調査（年2回 個別懇談会）
- ウ 児童及び保護者等がいじめに係る相談を容易に行うことができるよう、いじめ相談の窓口を明確にし、周知を図る。
- エ 保護者が、その保護する児童の家庭における様子を注意深く観察し、いじめの兆候をいち早く把握できるよう支援する。

③ いじめへの対処・対応

- ア いじめを発見し、または通報を受けた場合には、隠し立てたり特定の教職員で抱え込んだりせず、速やかにいじめ等対策委員会を中核として組織的に対応し、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通す。いじめたとされる児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- なお、以下のように具体的に指導をする。

(ア)被害者側（いじめられた児童）

○児童への対応

- ・本人や周辺から聞き取り調査をし、身体的・精神的被害についての的確に把握し、迅速に初期対応をする。
- ・休み時間や登下校など、必要に応じて教師による見回り活動を行うなど、被害が継続しない体制を整える。
- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。

○保護者への対応

- ・該当児童を守り抜く姿勢を示しながら、保護者の話に真摯に耳を傾け、事実関係を明らかにするとともに、児童も含めた心のケアに努める。
- ・問題解決に向けた学校の方針を伝え、理解を求め、協力をお願いする。

(イ)加害者側（いじめた児童）

○児童への対応

- ・「絶対許さない」という毅然とした態度で臨み、事実を確認し、いじめをやめさせる。
- ・いじめの理由や背景を明らかにし、根本的な解決を図る。
- ・必要に応じて、外部機関との連携を図る。

○保護者への対応

- ・学校は被害者（いじめられた児童）を守ることを第一に考えた行動をとることを伝える。
- ・事実を冷静に受け止め、我が子の言い分を十分に聞くように促す。被害者（いじめられた児童）・保護者に対して、謝罪等適切な対応を促す。

(ウ)傍観者（まわりで見ていた、気づいていたが何もしなかった児童）

○児童への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝えるとともに、被害者（いじめられた児童）の苦しみを考えさせる。
- ・友達の言いなりにならず、自らの意志で判断し行動することの大切さを伝える。

○保護者への対応

- ・「傍観すること」、「何もしないこと」はいじめに荷担することと同じであることを伝える。
- ・いじめに対する考え方を伝え、児童・保護者が一丸となって被害者（いじめられた児童）を守らなければならないことを伝える。

イ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下、的確な対応を図る。特に保護者に対しては、誠意ある対応に心がけ、責任をもって説明する。

ウ いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定によるいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を佐渡市教育委員会に報告する。

④ 関係機関との連携

いじめの防止等のための対策を適切に行うため、「学校警察等連絡協議会」や「青少年健全育成協議会」等との連携を推進する。

⑤ 情報モラル教育の充実とインターネットによるいじめへの対処

インターネットによるいじめは、大人の目に触れにくく発見しにくい。今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用することができる判断力や心構えを、児童に身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要がある。児童及び保護者に対し、授業や入学説明会、PTA行事等の機会を通じて、必要な情報モラル教育及び啓発活動等を行う。インターネット上への不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れのあるときは、直ちに所轄の警察

署に通報する。学校単独で対応が困難と判断した場合には、佐渡市教育委員会と連携しながら、外部の専門機関に援助を求めるなどの対処をする。

(4) いじめの防止等に関する取組

① あいさつ運動を活用した人間関係の育成

- ア 強調月間での取組（年3回 4月、9月、1月）
- イ 保護者、地域住民と連携したあいさつの日の設定（毎月1回 第一金曜日）
- ウ 学級でのあいさつ運動の実施（年2回 生活指導部による設定）

② 異学年交流を通しての人間関係の育成

- ア 縦割り班による清掃活動（通年）
- イ 縦割り班による秋の体験活動（年1回10月）

③ 道徳教育の充実による、人権意識の高揚

- ア 「わたしたちの道徳」「生きる」等を活用したタイムリーな指導
- イ 人権強調月間の設定（年1回 11月）
- ウ 全校道徳の日の設定と保護者への授業公開（年1回 11月）

④ ソーシャルスキルトレーニングを活用した学級集団の形成（学期2回）

- ア 学級活動や道徳の時間を活用した学級・学年単位での実施

(資料) 「いじめ防止学習プログラム」真野小プラン (「教育計画」より)

…重点行事

月	活動・行事	低学年	中学年	高学年
4	入学式 1年生を迎える会 子どもを語る会① 交通安全教室	<ul style="list-style-type: none"> 小学校生活に適應できるようにする。 自分でできることはどんなとかに気付く。 友達を作る。 学習方法を身につける。 	<ul style="list-style-type: none"> 1年生へメッセージを伝える。 困っている1年生を助ける。 役割分担をしっかりと行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 高学年としての自覚をもちやさしく下学年に接する。 委員会活動で全校にかかわる仕事を受け持つ責任を自覚する。
5	運動会	<ul style="list-style-type: none"> 応援団の指示をしっかりと聞き力を合わせて応援する。 最後まであきらめずに競技する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応援団の上級生をフォローする。 力を合わせて競技する。 低学年の手本となるように行動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 応援や競技で教えたり励ましたりしながら、優しく下級生をリードする。 準備、後始末を、責任を持って確実にを行う。
6	プール開き 修学旅行 児童アンケート実施①		<ul style="list-style-type: none"> 自分の泳力を伸ばす。 	<ul style="list-style-type: none"> 真野小学校の児童として礼儀正しい行動をとる。
7	児童集会	<ul style="list-style-type: none"> みんなと仲良く活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが楽しく活動できるものを計画する。 協力して出店を運営する。 	<ul style="list-style-type: none"> お互いのがんばりを称賛し合う。 全校児童が楽しめる出店を考えたり運営したりする。 集会を成功させるよう協力して仕事をする。
8	市親善水泳大会 子どもを語る会②		<ul style="list-style-type: none"> 部活動への参加の意味を考える。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校の代表としての誇りをもって参加する。
9	秋の体験活動 市親善陸上大会	<ul style="list-style-type: none"> 自分勝手な行動をしない。 友達と声をかけ合いながら最後まで歩き通す。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達と励まし合って活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> リーダーとして下級生の面倒をしっかりとみながら行動する。
10	マラソン大会	<ul style="list-style-type: none"> あきらめずに最後まで競技する。 	<ul style="list-style-type: none"> がんばっている友達を応援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 友達のがんばりを認め合う。
11	文化祭 児童アンケート実施② 保護者アンケート実施	<ul style="list-style-type: none"> 心を合わせて練習する。 最後まで作品を作り上げる。 みんなが協力して後片付けをする。 	<ul style="list-style-type: none"> 力を合わせ、発表する。 友達と励まし合って作品作りをする。 	<ul style="list-style-type: none"> めあてをもって、参加し、最後まで力を合わせてやり抜く。 下級生の展示の手伝いをする。 作品の飾り付けや会場準備の手伝いを協力して行う。
12	児童集会 子どもを語る会③	<ul style="list-style-type: none"> みんなと仲良く活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> みんなが楽しく活動できるものを計画する。 	<ul style="list-style-type: none"> お互いのがんばりを称賛し合う。 全校児童が楽しめることを考えたり運営したりする。
1	P T A およこ学級	<ul style="list-style-type: none"> お世話になった6年生に、感謝の気持ちを込めて活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> お世話になった6年生に感謝の気持ちを表すために、協力して活動する。 	<ul style="list-style-type: none"> 在校生をリードしながら、6年生に感謝の気持ちを伝えるための計画や準備・運営をする。(5年)
2	6年を送る会			
3	子どもを語る会④ 卒業式	<ul style="list-style-type: none"> お礼の気持ちを態度で表す。 	<ul style="list-style-type: none"> お礼の気持ちを態度で表す。 	<ul style="list-style-type: none"> 在校生の気持ちを受け止め思いやりの心で接する。(6年)
	清掃縦割り活動 課外活動	<ul style="list-style-type: none"> 協力して最後まできちんと仕事をする。 	<ul style="list-style-type: none"> 上級生と協力して責任をもって仕事をする。 励まし合い、助け合って練習する。 	<ul style="list-style-type: none"> 高学年としてリーダーシップを発揮し、協力し合って活動する。

3 重大事態への対処

(1) 調査

重大事態が発生した場合は、学校又は佐渡市教育委員会の調査組織において事実関係を明確にするため調査を行う。

① 重大事態の発生と調査

ア 重大事態の意味

(ア) いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 等

いずれも、いじめを受けた児童の状況に着目して判断する。

(イ) いじめにより相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている場合

「相当の期間」とは、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、佐渡市教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

(ウ) その他

児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、佐渡市教育委員会に報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

いじめ防止対策推進法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに市教育委員会に報告する。

エ 調査を行うための組織

調査の迅速化を図るため、いじめ等対策委員会等を中核として、当該重大事案の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

市教育委員会が主体となる場合、対策委員会を速やかに活用する。

オ 事実関係を明確にするための調査の実施

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るために行うもので次の点に留意する。

ア いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、その児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問調査や聴き取り調査を行う。この際、被害児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど、いじめられた児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先する。調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、いじめ行為を止めさせる。いじめられた児童に対しては、事情や心情を聴取し、いじめられた児童の状況に応じた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活への復帰のための支援

をする。

イ 入院や死亡等で、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、調査について協議してから着手する。

ウ 児童の自殺という事態が起こった場合の調査の在り方については、その後の自殺防止に資する観点から、自殺の背景調査を実施する。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し再発防止策を講ずることを目指し、遺族の心情に十分配慮しながら行う。調査にあたっては「平成22年度児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議審議のまとめ 子どもの自殺が起きたときの調査の指針」（平成23年3月児童の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考にする。

② 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

いじめを受けた児童やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童のプライバシー保護や関係者の個人情報に十分配慮しながらも、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠ることなく、適切に提供する。

アンケート等をとるに当たっては、いじめられた児童又はその保護者等に、プライバシーを大切にしながらも結果を提供する必要があることを、あらかじめ調査対象となる児童やその保護者に事前に周知する。

4 学校の取組に対する検証・見直し

いじめ等対策委員会は、「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成，実行，検証，修正についても、中核となって行う。

5 学校いじめ防止基本方針の策定上の留意事項

(1) 保護者の参画

策定に当たっては、方針を検討する段階から保護者等の参画を得て、家庭や地域と連携した「いじめ防止基本方針」となるよう努める。

(2) 児童の意見の取り入れ

学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、いじめの未然防止に向けた取組（2(4)①及び(2)）を中心に、児童の意見を取り入れ、いじめの防止等について児童の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

(3) ホームページによる公開

策定した「いじめ防止基本方針」は、児童及び保護者に示すとともに、学校のホームページで広く公開できるよう表現等に十分配慮する